

定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人大阪再生プラットフォームという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市西区京町堀 1 丁目 9 番 5 号におく。

(目的)

第 3 条 この法人は、都市再生緊急整備地域に指定された大阪市都心区域等を中心とした地域において、地域活性化を目指したまちづくりに関する事業や地域の防犯・防災に関する事業を行うことにより、品格あるまちづくりの推進並びに地域の安全・安心を図ることを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動(特定非営利活動促進法第2 条別表3 号)
- (2) 地域安全活動(同7 号)
- (3) 前各号に掲げる上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動(同17 号)

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりの推進に関する企画調査の受託・提言
- (2) まちづくりに関するコンサルティングの受託・提言
- (3) 地域の改善、防犯、防災、インフォメーションなどの活動
- (4) まちづくりに関するイベント企画・実施
- (5) まちづくりに関する情報発信事業
- (6) まちづくりに関する出版物およびオリジナルグッズの展示・販売事業
- (7) 各号に掲げるもののほか、第3 条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員：この法人の目的に賛同して入会した、事業の活動推進を行う個人及び団体

(2)賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(3)特別会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、正会員・賛助会員以外のもの

(入会)

第 7 条 正会員、賛助会員及び特別会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。

(3) 除名されたとき。

(除名)

第 10 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、これを除名することができる。但し、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款のほか、当法人の規則又は理事会若しくは、総会の決定に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 会員がすでに納入した会費およびその他の抛出金品はその理由を問わず、之を返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、総会の議決により、これを解任することができる。但し、役員を解任しようとする場合には、議決前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 会費の額
 - (7) 長期借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)
- その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
 - (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集請求があったとき。

(3) 監事が第13条第4項第4号の規定にもとづいて招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は理事長がこれにあたる。但し、理事長に事故あるとき、又は欠員の時は、出席した正会員の互選により議長を定める。

2 第21条第2項第3号の規定にもとづく臨時総会を開催した場合は、出席した正会員の互選により選ばれたものがその議長となる。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 正会員総数及び出席者数(書面による表決者、表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること)
- (4) 審議事項およびその議決結果
- (5) 議事の経過の概要およびその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号の場合は、15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面に

より、開催の日の3 日前までに通知しなければならない。但し、議事が緊急を要する場合はあらかじめ理事会で定めた方法により招集することを妨げない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決等)

第 33 条 理事会における議決事項は、第31 条第3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(表決権)

第 34 条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 やむ得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名(書面表決者については、その旨を明記すること。)

(3) 審議事項及び議決結果

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2 名以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第 6 章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第36 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 37 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 38 条 法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 39 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(会計年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年4 月1 日に始まり、翌年3 月31 日に終わる。

(事業計画・予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときには、総会の議決を経て、既定の事業計画及び予算の追加または更正をすることができる。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入

支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 45 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告び決算)

第 46 条 理事長は、毎事業年度終了後3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書など決算に関する書類を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算剰余金を生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、長期借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときには、総会の議決を経なければならない。

第7章 事務局

(設置)

第 48 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長、事務局次長をおくことができる。

2 事務局長及び事務局次長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 事務局長及び事務局次長は理事の中から選出することができる。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第 49 条 この法人の事務を処理するため前条に定める職員以外の必要な職員をおくことができる。

2 第1項の職員は、理事長が任免する。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項1 号の事由により解散するときは、正会員総数の4 分の3 以上の議決を得なければならない。

(清算人の選任)

第 52 条 この法人が解散したときには、理事が清算人となる。但し、合併の場合の解散を除く。

(残余財産の帰属先)

第 53 条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残余する財産は、法11 条第3 項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に帰属するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の3 分の2 以上の議決を経て、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 雑則

(公告)

第 55 条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1. 本定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の年会費は第8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1)正会員

個人 年会費 10,000 円

団体 年会費 50,000 円

但し、学生の場合は、年会費を3,000 円とする。

(2)賛助会員

個人 年会費 5,000 円

団体 年会費 30,000 円

(3)特別会員

会費 不要

3. この法人の役員は次の通りとする。

理事長 清水 治彦

副理事長 島 幸一

理事 前波 豊

監事 岩崎 眞理

以上